証券コード　6403
２０２０年９月１４日

株　主　各　位

東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
水道機工株式會社
代表取締役社長　角　川　政　信

第116回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第116回定時株主総会継続会(以下、「本継続会」といいます。)を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

近時の新型コロナウイルス感染防止の観点から、本継続会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止のため、本継続会当日のご来場をお控えいただくことをご検討いただきますようお願い申しあげます。

なお、本継続会は、2020年6月26日開催の第116回定時株主総会(以下、「本総会」といいます。)の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第116回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2020年9月29日（火曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
　　水道機工株式会社　本社７階　会議室
　　(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

３．目的事項
　　報告事項　１．第116期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
　　事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第116期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
　　計算書類の内容報告の件

以　上

◎第116回定時株主総会継続会開催の経緯

当社は、本継続会の報告事項である「第116期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第116期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件」について、2020年6月26日開催の本総会において株主の皆様にご報告する予定でございましたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響に伴い、在サウジアラビア持分法適用関連会社での決算確定及び現地会計監査人による監査手続きに時間を要したことから、当社及び当社グループの連結決算に関わる数値を確定出来ない状況でありました。

この度、第116期決算に係る監査報告を会計監査人及び監査等委員会より受領し、決算関連手続が完了いたしましたので、上記の報告事項のご報告を目的とする本継続会の開催をご案内させていただく次第であります。なお、2020年6月26日開催の本総会において、本継続会の開催決定について当社取締役会にご一任いただくことを株主様にご承認いただいております。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申しあげます。なお、決議事項につきましては、2020年6月26日開催の本総会において決議されております。詳細につきましては、「第116回定時株主総会決議ご通知」をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.suiki.co.jp)に掲載しております。

◎インターネット上の当社ウェブサイトによる書類の掲載について

事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス　https://www.suiki.co.jp)に掲載させていただきます。また、本招集ご通知に際して提供すべき書類の内、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス　https://www.suiki.co.jp)に掲載しておりますので、添付書類には掲載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、監査報告の作成に際し、会計監査人及び監査等委員会が監査した書類の一部であります。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の影響から企業活動に慎重な姿勢が見られ始めた最中に、新型コロナウイルスの世界的感染拡大の影響により急激に景気への下押し圧力が強まって参りました。

当社グループの主力である上下水道水処理分野においては、水道法改正による民間企業参入の増加が予測され、市場環境の大きな変化の兆しの中、浄水場をはじめとしたインフラ施設の老朽化による施設更新・改修や自治体職員の減少に伴う施設管理の外注化などのニーズは堅調ながら、投資案件は限定的に推移して参りました。一方、民間の水処理分野では、非製造業での設備投資が増加したものの、製造業での廃水処理分野では設備投資が低調に推移して参りました。

当社グループでは、中期経営計画(2017年度～2019年度)の最終年度である当期において、水道分野での大規模改修・更新や運転管理委託ニーズに対応した事業提案の継続、並びに下廃水市場での事業拡大に積極的に努めて参りました。また、生産体制強化の一環として、水処理設備製造を行う会社を新たに連結子会社化し、水道法改正に伴う今後の発注形態の変化を見据えた施策を実行して参りました。民間の水処理分野においても、顧客ごとの多様な廃水処理ニーズを踏まえた経済的な提案を通じ受注の掘り起こしを図ってまいりました。更に、働き方改革の一環として、有給休暇取得促進施策の推進や育児休暇等の取りやすい環境整備に努める等、従業員にとり働きやすい職場づくりにも積極的に取り組んで参りました。

当連結会計年度の業績について、受注高は、グループ全体で267億２百万円（前期比12.9%増）と前期比で増加となりました。主な要因は、上下水道事業における水道分野での浄水場建設・更新案件の新規契約締結が堅調に伸びたこと、並びに複数年での運転管理委託契約の更新案件数が増加したこと等によるものです。その結果、当連結会計年度末における受注残高は、338億69百万円（前期比20.1%増）と過去最高額となりました。

売上高は、グループ全体で210億35百万円（前期比15.0％増）と前期比で増加となりました。主な要因は、上下水道事業における下廃水分野での大型案件を中心とした出来高進捗、並びに水道分野でのメンテナンス案件の受注拡大及び新規の運転管理委託案件の増加に伴うものです。

損益の状況については、増収により売上総利益が増加したことから、営業利益は、12億80百万円（前期比21.3%増）と前期比で大幅な増加となりました。しかし、営業外費用において関連会社であるSuido Kiko Middle East（以下、SKME社）での持分法による投資損失11億72百万円の発生等により経常利益は、53百万円（前期比94.1%減）となりました。更に、特別損失においてSKME社への貸付金に対する貸倒引当金繰入額13億12百万円の計上等により、親会社株主に帰属する当期純損失は、17億25百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益５億89百万円）となりました。

本連結会計年度において、関連会社のSKME社に係る多額の損失を計上しておりますが、詳細は11ページの「(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の通りとなります。

事業別の概況については、次のとおりであります。

［上下水道事業］

受注高は、水道分野での浄水場建設・更新案件の新規契約締結が堅調に伸びたこと、並びに複数年での運転管理委託契約の更新案件数が増加したことにより246億41百万円（前期比11.5％増）、売上高は、下廃水分野での大型案件を中心とした出来高進捗、並びに水道分野でのメンテナンス案件の受注拡大及び新規運転管理委託案件の増加に伴い192億55百万円（前期比17.5％増）、営業利益は、11億51百万円（前期比19.0％増）となりました。

［環境事業］

受注高は、新規顧客における廃水処理案件受注により12億11百万円（前期比51.1％増）、売上高は、受注残高の減少を当期メンテナンス等の受注高増でカバーしたものの８億77百万円（前期比26.8％減）、営業損失は、11百万円（前期は営業損失13百万円）となりました。

［機器事業］

受注高は、国内外への標準製品の拡販により８億49百万円（前期比15.6％増）となり、売上高は、当期受注高の増加により８億90百万円（前期比27.9％増）、営業利益は、高採算製品の販売増により１億32百万円（前期比37.5％増）となりました。

［その他の事業］

不動産賃貸を行った結果、売上高は、12百万円（前期比5.2％増）、営業利益は、８百万円（前期比60.0％増）となりました。

事業別受注高

（単位：百万円・％）

期別 / 事業区分	第115期		第116期		当連結会計年度末受注残高	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
上下水道事業	22,107	93.5	24,641	92.3	33,264	98.2
環境事業	801	3.4	1,211	4.5	578	1.7
機器事業	734	3.1	849	3.2	26	0.1
合計	23,644	100.0	26,702	100.0	33,869	100.0

事業別売上高

（単位：百万円・％）

期別 / 事業区分	第115期		第116期		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
上下水道事業	16,389	89.6	19,255	91.5	2,865	17.5
環境事業	1,198	6.5	877	4.2	△320	△26.8
機器事業	696	3.8	890	4.2	194	27.9
その他の事業	11	0.1	12	0.1	0	5.2
合計	18,296	100.0	21,035	100.0	2,739	15.0

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、当連結会計年度において山田設備機工株式会社の全株式を取得したことにより、連結子会社に含めております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分＼期別	第113期 (2017年３月期)	第114期 (2018年３月期)	第115期 (2019年３月期)	第116期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
受注高	18,519	25,056	23,644	26,702
売上高	16,244	17,715	18,296	21,035
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	744	563	589	△1,725
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	173円57銭	131円33銭	137円39銭	△402円38銭
総資産	20,892	21,807	23,137	22,127
純資産	10,522	10,958	11,243	9,243
１株当たり純資産額	2,453円31銭	2,555円09銭	2,621円67銭	2,155円30銭

（注）１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均の発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は東レ株式会社で、当社の議決権の51.1％（株式数2,191千株）を保有しております。当社は、親会社から水処理用機械・機器等に使用する原材料等を購入し、親会社へは水処理機械等の製品の提供・販売を行っております。

商品の購入等については、市場での実勢を勘案して、価格及び取引条件が他の取引条件と同等水準となるよう検討し、決定しております。また、製品の販売等については、市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議により決定しております。

当社取締役会は、このような取引条件を把握し、取引ごとにその適切性・妥当性を確認した結果、当社の利益を損ねるものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社水機テクノス	80百万円	100％	水処理装置・機械の点検、修理 水処理施設の運転・維持管理
山田設備機工株式会社	20百万円	100％	水処理機械設備の製造

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は２社であり、持分法適用会社は２社であります。

当連結会計年度の売上高は210億35百万円（前期比15.0％増）、親会社株主に帰属する当期純損失は17億25百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益５億89百万円）となりました。

(4) 対処すべき課題

①施工管理技士技術検定試験における実務経験の不備の疑いについて

当社グループ社員におきまして、所定の実務経験を充足していない状況で施工管理技士技術検定試験を受験していたおそれのある者が存在することが確認されたことから、3月27日に第三者委員会に調査を委嘱いたしました。関係各位へはご心配、並びにご迷惑をおかけしており、誠に申し訳ございません。第三者委員会において、実態調査並びに発生原因の究明及び再発防止策の提言の取りまとめを行って頂いております。当社と致しましては、同委員会からそれらの調査結果を受領後、ガバナンス体制の見直し及び本件に対する是正措置並びに具体的な再発防止策を実施し、全社一丸となって信頼回復に努めて参る所存です。

②事業課題について

新型コロナウイルスの感染拡大により世界及び国内経済へ甚大な影響が及んでいる中、政府及び各自治体での感染防止施策の継続に伴う企業活動や消費動向の低迷など、先行きは非常に不透明な状況となっております。

当社グループの主力市場の上下水道分野においても、緊急的補正予算措置等により、インフラ更新・改修の優先順位が見直される等の懸念がある中で、浄水場等の施設老朽化に対する更新・改修ニーズは、引き続き堅調に推移する見通しです。そのような事業環境下、2020年度をスタート年とする新たな中期経営課題方針として、主力の上水道分野においては、豊富な納入実績に基づくグループ一体での顧客対応体制の整備と高付加価値サービスの提供を実施します。また、今後一層の増加が見込まれるDB（設計、施工一括発注）、DBO（設計、施工、運転管理一括発注）などのPPP（Public Private Partnership：官民連携による公共サービス事業運営）案件への対応強化や、下廃水分野での契約案件の収益拡大を重点施策として掲げ、実行します。

さらに、民需分野も含め全社的観点から効率的な外部調達の実現のために購買体制の最適化、コストダウンへ取り組んでまいります。一方、民間向水処理事業については、拡販へ向けた販売網の拡充、並びに環境変化に対応するための新たなマーケティングの実施を行って参ります。

海外水処理事業については、サウジアラビアとベトナムの現地エンジニアリング企業への経営管理強化を通じ、事業の安定化と収益改善を目指します。

当社グループは新型コロナ感染拡大により、国内外での社会及び経済環境が大きく変化する見通しの中、ガバナンス体制の強化と新たな中期経営計画における各事業分野での課題への着実な取り組みにより、早期の信頼回復に努めると共に、中長期的な事業成長の達成を目指します。そして、「水処理総合エンジニアリング企業」として、グループの更なる発展、企業価値向上に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループの主要な事業は水処理事業であり、水処理機械、水処理用機器類の製造、販売を主な内容として、これらに附帯する保守点検、工事、運転・維持管理等の事業活動を展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
支　　店	東北（宮城県仙台市）、東京（東京都世田谷区） 名古屋（愛知県名古屋市）、大阪（大阪府吹田市） 広島（広島県広島市）、九州（福岡県福岡市）
事 業 所	滋賀（滋賀県大津市）
工　　場	厚木（神奈川県愛甲郡）

② 子会社

株式会社水機テクノス	本　　社	東京都世田谷区
山田設備機工株式会社	本　　社	青森県八戸市

(7) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
上下水道事業	399（291）名	25（13）名
環境事業	13（6）	0（△2）
機器事業	16（3）	0（△1）
その他の事業	－（－）	－（－）
全社（共通）	26（6）	△1（1）
合計	454（306）	24（11）

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員数(顧問・嘱託・契約社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
202（52）名	11（1）名	43.5歳	16.0年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（顧問・嘱託・契約社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借　　入　　先	金　　額
株式会社みずほ銀行	486百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、これまでSKME社への投資を通じ、サウジアラビア国における水処理設備の設計・建設・納入により海外水処理事業の拡大を進めて参りました。

しかし、長期化する原油価格低迷と新型コロナウイルス感染拡大の影響により同国の財政・経済は、先行きが非常に不透明な状況にあることから、SKME社の主要顧客の発注工事における回収リスクの一層の増大に直面しております。

特に、2019年度においては、SKME社では手持ち工事案件での追加・手直し工事の発生および施工遅延によるコスト増加に加え、サウジアラビア国内での物価上昇に伴う工事費高騰により、全ての手持ち工事案件での採算が悪化しました。さらに、顧客からの入金遅延が長期化している滞留債権に対する貸倒引当金計上に伴い、同社は、2019年度決算において多額の損失を計上することとなりました。

当社では、このような状況を踏まえ、SKME社への投資ならびに融資に関して、合理的見積りに基づき回収可能性を慎重に検討した結果、回収は困難と判断し、当社連結決算及び個別決算において、営業外費用ならびに特別損失を計上いたしました。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　6,000,000株
② 発行済株式総数　4,295,968株
③ 株主数　1,095名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
東レ株式会社	2,191千株	51.1%
MSIP CLIENT SECURITIES	158	3.7
水道機工共栄会	155	3.6
光通信株式会社	149	3.5
株式会社みずほ銀行	120	2.8
株式会社データベース	120	2.8
株式会社電業社機械製作所	93	2.2
株式会社品川鐵工場	68	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	65	1.5
横手産業株式会社	54	1.3

（注）持株比率は、自己株式（7,330株）を控除し計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	角川政信	
代表取締役副社長	古川 徹	環境事業担当
常務取締役	丸山広記	プラント事業担当兼プラント事業部長、 Ｏ＆Ｍ事業担当、 株式会社水機テクノス取締役
取締役	石井克昌	管理部門担当兼総務部長、 品質保証室担当、 環境事業部ＳＫＭＥ担当
取締役	柴田宗孝	機器事業担当兼機器事業部長、 環境事業部長
取締役	大谷 洋	東レ株式会社専務取締役水処理・環境事業本部長
取締役 （常勤監査等委員）	近藤泰正	
取締役 （監査等委員）	千田一夫	株式会社ティムコ社外取締役
取締役 （監査等委員）	重松 直	

（注）１．取締役（監査等委員）千田一夫氏及び取締役（監査等委員）重松 直氏は、社外取締役であります。
２．当事業年度中の取締役及び取締役（監査等委員）の異動は次のとおりであります。2019年６月27日開催の第115回定時株主総会において、古川徹氏が取締役に選任され、就任いたしました。
３．取締役（監査等委員）千田一夫氏は、長年にわたり銀行業務を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査監督機能を強化するために、近藤泰正氏を常勤の監査等委員として選定しております。
５．当社は、取締役（監査等委員）千田一夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．大谷 洋氏は、2020年６月26日付で取締役を辞任しております。
７．近藤泰正氏は、2020年５月27日付で取締役（監査等委員）を辞任し、補欠の取締役（監査等委員）である新谷弘之氏が同日付で取締役（監査等委員）に就任いたしました。同氏は、2020年6月26日開催の第116回定時株主総会休会の時をもって辞任しております。
８．2020年6月26日開催の第116回定時株主総会において角川政信氏、古川 徹氏、丸山広記氏、石井克昌氏、柴田宗孝氏及び上村順一氏が取締役に、齋藤敏仁氏、千田一夫氏及び重松直氏が取締役（監査等委員）にそれぞれ選任されました。なお、上村順一氏、齋藤敏仁氏を除く被選任者は、本継続会終結の時に取締役に就任いたします。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役大谷 洋氏、取締役(監査等委員)近藤泰正氏、取締役(監査等委員)千田一夫氏、取締役(監査等委員)重松 直氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

③ 取締役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （－名）	84百万円 （－百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	18百万円 (5百万円)
合　　計 （うち社外取締役）	8名 (2名)	102百万円 (5百万円)

（注）１．無報酬の取締役（監査等委員を除く）については、上記員数には含まれておりません。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年６月29日開催の第112回定時株主総会において、年額２億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年６月29日開催の第112回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議いただいております。

５．上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額（取締役５名に対し17百万円）が含まれております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役が役員を兼任する親会社又は子会社等から、役員として受けた報酬等は該当がございません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役(監査等委員)千田一夫氏は、株式会社ティムコの社外取締役であります。当社と同社との間には、人的・資本的・取引関係その他の利害関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	活　　動　　状　　況
取　締　役 (監査等委員)	千　田　一　夫	当事業年度に開催された取締役会23回のうち20回に、また監査等委員会20回の全てにそれぞれ出席し、長年にわたる銀行業務への従事経験をもとに公正かつ独立的な見地から、取締役会及び監査等委員会における適法性、妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	重　松　　直	当事業年度に開催された取締役会23回のうち21回に、また監査等委員会20回の全てにそれぞれ出席し、経営全般における幅広い知識と見識をもとに公正かつ独立的な見地から、取締役会及び監査等委員会における適法性、妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　ＥＹ新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、取締役(監査等委員)全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役(監査等委員)は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止の処分

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要は、以下の通りであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、グループ全体に適用する企業倫理・法令遵守行動規範（以下、「企業行動規範」という）を定め、それを取締役及び使用人に周知徹底させる。

ロ．ＣＳＲ・法令遵守・人権委員会を通じ取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、コンプライアンスの理解を深め、尊重する意識を醸成する。

ハ．事業活動における企業行動規範・社内規定等を遵守させるべく、管理部門に内部監査を担当する法務審査室を置き、内部監査規定に従い監査を行う。

ニ．取締役及び使用人が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．重要な意思決定及び報告に関しては、文書管理規定に基づき文書の作成、保存及び廃棄を行う。

ロ．個人情報保護への対応として、個人情報管理規定を制定し、個人情報の保護方針及び社内の情報管理体制を定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．事業部等の部門責任者は、それぞれ固有のリスクを認識し、リスクの発生を防止するための管理を行う。部門責任者は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

ロ．財務報告に関する内部統制体制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役社長、取締役(監査等委員を除く)、取締役(常勤監査等委員)及び理事から構成される経営会議を原則月２回開催し、迅速に経営上の重要事項の方向付けを行うことによって取締役会を補完する機能を果たす。

ロ．その他効率的な意思決定が可能となるよう決裁権限関連規程を制定し、取締役会及び経営会議で審議・承認されるべき事項、並びに担当取締役(監査等委員を除く)等に委任される事項を規定している。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．企業行動規範を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

ロ．子会社に対し管理・支援の基準となる関連規程を整備し、子会社として親会社の承認を求める事項ならびに報告を行う事項を定め、当社グループ全体としてのリスク管理及び効率的運営に努める。

ハ．子会社の取締役及び監査役を兼務する取締役及び使用人は、子会社取締役会への出席、定例的実査の実施、当社法務審査室と子会社管理部門のスタッフ機能の活用などを通じて、法令及び定款並びに当社グループとしての企業行動規範の遵守、情報の保存及び管理について指導を行う。
ニ．グループ内取引については、必要に応じ法務審査室が審査する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
イ．監査等委員会が補助使用人を置く必要があると認めたときは、補助使用人の体制整備及び強化に努める。
ロ．監査等委員会の監査の支援のために、法務審査室に属する使用人がその任にあたり、当該使用人は監査等委員会の指揮の下、補助業務を遂行する。
ハ．監査等委員会の監査の実効性を確保する観点から、補助使用人並びに法務審査室に属する使用人は、当社の事業、財務会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者を配置する。

⑦ 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員を除く)からの独立性に関する事項
補助使用人並びに法務審査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
イ．取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、監査等委員会からその職務執行に関する報告を求められた場合は、速やかに当該事項につき報告する。
ロ．取締役(監査等委員を除く)及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがある時、取締役(監査等委員を除く)及び使用人による違法又は不正な行為を発見した時、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、監査等委員会に報告する。
ハ．取締役(監査等委員を除く)及び部門責任者は、監査等委員会と協議の上、定期的または不定期に、担当部門のリスク管理体制について報告する。
ニ．内部通報制度等を通じて監査等委員会へ報告を行った者に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わず、不利益な取り扱いがあった場合には厳正に対処する。
ホ．上記各号の報告及び取り扱いは、子会社の取締役及び使用人にも適用される。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ．取締役(監査等委員を除く)及び使用人の監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努める。
ロ．代表取締役社長と取締役(監査等委員)との定期的な意見交換会を開催し、また法務審査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
ハ．取締役(監査等委員)の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員会の意見を尊重して適切に負担を行う。

⑩　反社会的勢力を排除するための体制

イ．反社会的勢力及び団体に対しては、グループ会社の取締役及び使用人が守るべき企業行動規範に基づき毅然とした対応を行い、これらと関係のある先とはいかなる取引も行わない。

ロ．総務部を対応部署とし、平素より所轄警察署及び外部専門機関から関連情報を収集し、反社会的勢力を排除する体制の整備を推進する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

①　コンプライアンスに関する主な運用状況

イ．「企業倫理・法令遵守ハンドブック」を子会社を含む全役職員に配布し、コンプライアンスに関して周知徹底を図っております。また、社員研修時の講話や社外講師によるセミナー開催、社内掲示物等による啓蒙活動を実施しております。

ロ．取締役及び取締役(監査等委員)同行のもと、法務審査室及び子会社管理部門による事業部・拠点への内部監査を実施しております。同監査では、企業倫理・法令遵守の取り組みやリスク管理の状況、関連法規や就業規則の遵守状況などのヒアリングを実施しております。

ハ．職場単位で、他社における不祥事事例に基づく話し込みを行い、不正行為防止に対する感性を高める活動を実施しております。

②　取締役会の体制に関する主な運用状況

イ．取締役会は、取締役(監査等委員)３名を含む取締役９名で構成され、取締役の職務の執行状況及び内部統制システムの運用状況の監督、経営リスク等の審議及びその他重要事項の決定を行っております。当事業年度においては計23回開催されております。

ロ．経営会議は、取締役(監査等委員を除く)、取締役(常勤監査等委員)及び理事の８名で構成され、経営上の重要事項について審議を行っております。当事業年度においては、計24回開催され、各議案についての審議を行い、取締役会を補完する機関としての機能を果たしております。

③　監査の体制に関する主な運用状況

イ．取締役(常勤監査等委員)は、経営会議及びその他重要な会議に出席し業務執行状況を把握しており、必要に応じ取締役(監査等委員を除く)及び使用人に対して報告を求めております。

ロ．取締役(常勤監査等委員)は、各事業部等が開催する定例会議のうち、監査上必要な会議に出席して会議の運営を監視するとともに、必要な意見等を述べております。

ハ．法務審査室使用人は、取締役(監査等委員)の監査を補助するに足る知見を有する者で構成され、適時適切に取締役(監査等委員)の監査に対する支援を行っております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**17,858**	**流動負債**	**10,406**
現金及び預金	2,589	支払手形及び買掛金	6,574
預け金	2,932	短期借入金	486
受取手形及び売掛金	10,270	1年内返済予定の長期借入金	13
商品及び製品	6	未払法人税等	390
販売用不動産	27	前受金	1,172
仕掛品	343	預り金	480
原材料	353	受注損失引当金	105
その他	1,603	その他	1,183
貸倒引当金	△268	**固定負債**	**2,477**
固定資産	**4,269**	役員退職慰労引当金	110
有形固定資産	**2,042**	退職給付に係る負債	2,351
建物及び構築物	968	その他	16
機械装置及び運搬具	106	**負債合計**	**12,884**
土地	887	純資産の部	
その他	79	**株主資本**	**9,147**
無形固定資産	**86**	**資本金**	**1,947**
投資その他の資産	**2,139**	**資本剰余金**	**1,537**
投資有価証券	891	**利益剰余金**	**5,671**
長期貸付金	1,545	**自己株式**	**△9**
繰延税金資産	926	**その他の包括利益累計額**	**96**
その他	89	**その他有価証券評価差額金**	**215**
貸倒引当金	△1,312	**為替換算調整勘定**	**△8**
		退職給付に係る調整累計額	**△110**
		純資産合計	**9,243**
資産合計	**22,127**	**負債・純資産合計**	**22,127**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		21,035
売上原価		16,940
売上総利益		4,094
販売費及び一般管理費		2,814
営業利益		1,280
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	21	
その他	5	29
営業外費用		
支払保証料	32	
為替差損	18	
持分法による投資損失	1,172	
その他	33	1,256
経常利益		53
特別利益		
負ののれん発生益	53	53
特別損失		
関係会社事業損失	87	
貸倒引当金繰入額	1,312	1,400
税金等調整前当期純損失（△）		△1,292
法人税、住民税及び事業税	521	
法人税等調整額	△88	433
当期純損失（△）		△1,725
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△1,725

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**14,236**	**流動負債**	**8,062**
現金及び預金	1,298	支払手形	1,085
預け金	2,932	電子記録債務	983
受取手形	183	買掛金	2,960
電子記録債権	440	短期借入金	486
売掛金	7,297	未払金	270
商品及び製品	3	未払費用	370
販売用不動産	27	未払法人税等	370
仕掛品	95	未払消費税等	56
原材料	348	前受金	946
前渡金	46	預り金	447
前払費用	112	受注損失引当金	76
短期貸付金	578	前受収益	2
その他	1,136	その他	6
貸倒引当金	△266	**固定負債**	**2,141**
固定資産	**4,435**	退職給付引当金	2,074
有形固定資産	**1,959**	役員退職慰労引当金	66
建物	925	**負債合計**	**10,204**
構築物	26	純資産の部	
機械及び装置	93	**株主資本**	**8,260**
車両運搬具	0	**資本金**	**1,947**
工具器具及び備品	55	**資本剰余金**	**1,537**
土地	854	資本準備金	1,537
建設仮勘定	4	**利益剰余金**	**4,784**
無形固定資産	**30**	利益準備金	153
ソフトウェア	23	その他利益剰余金	4,631
その他	6	別途積立金	1,050
投資その他の資産	**2,446**	繰越利益剰余金	3,581
投資有価証券	670	**自己株式**	**△9**
関係会社株式	503	**評価・換算差額等**	**207**
関係会社出資金	258	**その他有価証券評価差額金**	**207**
長期貸付金	1,545	**純資産合計**	**8,468**
繰延税金資産	747		
その他	32		
貸倒引当金	△1,312		
資産合計	**18,672**	**負債・純資産合計**	**18,672**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		14,319
売上原価		11,381
売上総利益		2,938
販売費及び一般管理費		1,861
営業利益		1,076
営業外収益		
受取利息	2	
有価証券利息	0	
受取配当金	99	
受取家賃	28	
その他	4	135
営業外費用		
支払利息	15	
支払保証料	32	
為替差損	18	
投資有価証券評価損	11	
その他	6	84
経常利益		1,127
特別損失		
関係会社出資金評価損	933	
関係会社事業損失	87	
貸倒引当金繰入額	1,312	2,333
税引前当期純損失（△）		△1,205
法人税、住民税及び事業税	441	
法人税等調整額	△70	370
当期純損失（△）		△1,576

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年９月４日

水道機工株式会社

取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　磯　貝　　剛　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　野　　強　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、水道機工株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、水道機工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年９月４日

水 道 機 工 株 式 会 社
取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　磯　貝　　剛　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　野　　強　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、水道機工株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年９月７日

水道機工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員　齋　藤　敏　仁　㊞
監 査 等 委 員　千　田　一　夫　㊞
監 査 等 委 員　重　松　　直　㊞

(注)監査等委員 千田一夫、重松直は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

第116回定時株主総会継続会会場ご案内図

会場：東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
水道機工株式会社　本社７階会議室

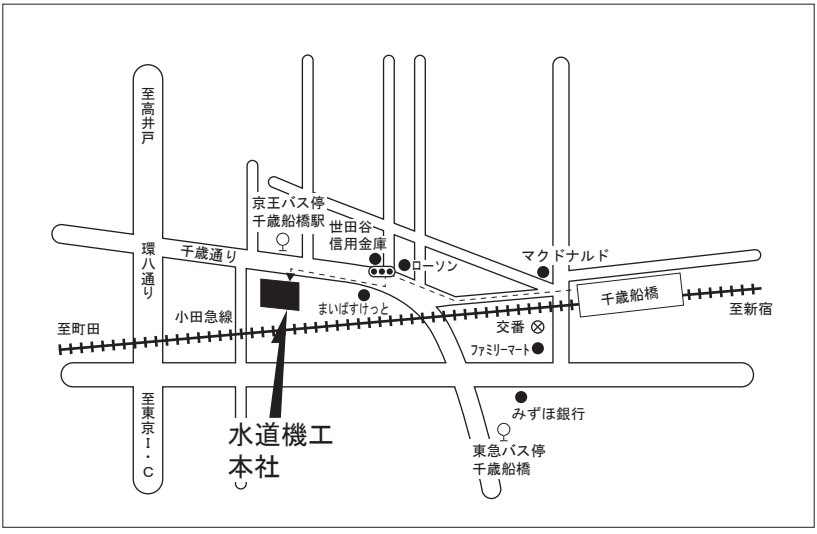

交通機関

●電車：小田急小田原線千歳船橋駅（各駅停車または準急をご利用ください）下車徒歩約５分

●バス：東急田園都市線用賀駅より東急バス（祖師ヶ谷大蔵駅行）千歳船橋下車徒歩約５分

●バス：京王線千歳烏山駅より京王バス（千歳船橋駅行）終点下車徒歩約３分

★お願い★　駐車設備が充分ではありませんので、なるべく電車またはバスをご利用ください。